

## 第2期（平成23年度）事業計画に関する事項

本財団は、生命科学を中心とする医学、薬学及びこれに関連する物理学、化学、工学、生物学等の先見的独創的研究を育成し、かつ、これらの成果を総合して医療をはじめとするヘルスケアに応用し、もって我が国の医療及び国民の保健の向上に資することを目的とし以下の事業を行なうものとする。（定款第3条）

### 1. 定款第3条に規定する研究の助成（定款第5条第1項第1号）

- (1) バイオ技術を基盤とする先端医療に関する研究
- (2) バイオ技術を基盤とするゲノム機能／病態解析に関する研究
- (3) 免疫／アレルギー／炎症の治療ならびに制御に関する研究
- (4) 循環器／血液疾患の病態解析／治療制御に関する研究
- (5) 創薬・創剤の基盤に関する研究
- (6) 創薬の臨床応用に関する研究

上記（1）から（6）までの研究課題につき公募を行ない、助成対象研究は合計80件以内を選考採択する。その予算を24,000万円（1件300万円）とする。

### 2. 定款第3条に規定する研究の進歩発展のため顕著な功績のあった研究者に対する褒賞（定款第5条第1項第2号）

- (1) バイオ技術を基盤とする先端医療に関する研究
- (2) バイオ技術を基盤とするゲノム機能／病態解析に関する研究
- (3) 免疫／アレルギー／炎症の治療ならびに制御に関する研究
- (4) 循環器／血液疾患の病態解析／治療制御に関する研究
- (5) 創薬・創剤の基盤に関する研究
- (6) 創薬の臨床応用に関する研究

上記（1）から（6）までの研究分野において研究の進歩発展のため顕著な功績のあった研究者について全国の主要学会及び本財団の理事、諮問委員にその推薦を依頼し、2件以内を採択し、各々に持田記念学術賞及び副賞（1000万円）を授与する。その予算を2,000万円とする。

### 3. 定款第3条に規定する研究を行う者の国内留学又は海外留学の補助（定款第5条第1項第3号）

- (1) バイオ技術を基盤とする先端医療に関する研究
- (2) バイオ技術を基盤とするゲノム機能／病態解析に関する研究
- (3) 免疫／アレルギー／炎症の治療ならびに制御に関する研究
- (4) 循環器／血液疾患の病態解析／治療制御に関する研究
- (5) 創薬・創剤の基盤に関する研究
- (6) 創薬の臨床応用に関する研究

上記(1)から(6)までの研究課題につき公募を行ない、留学補助金交付対象者として20件以内を選考採択する。その予算を1,000万円(1件50万円)とする。

4. 定款第3条に規定する研究に関する学会等への研究者の招聘の助成(定款第5条第1項第4号)

- (1) バイオ技術を基盤とする先端医療に関する研究
- (2) バイオ技術を基盤とするゲノム機能／病態解析に関する研究
- (3) 免疫／アレルギー／炎症の治療ならびに制御に関する研究
- (4) 循環器／血液疾患の病態解析／治療制御に関する研究
- (5) 創薬・創剤の基盤に関する研究
- (6) 創薬の臨床応用に関する研究

上記(1)から(6)までの研究に意欲的取り組んでおり、国内における学会のシンポジウム等において講演等を行なう研究者の招聘に関わる費用の一部を助成する。対象を10件以内とし、その予算を500万円(1件50万円)とする。

5. 上記1～4の事業を実施する為に要するその他の費用

- (1) 平成22年度の持田記念学術賞受賞課題の総説、ならびに研究助成金、留学補助金申請書の一部項目を抜粋し年報として出版する。及び研究助成金等交付対象者一覧表、贈呈書等を作成する。その予算を400万円とする。
- (2) 研究助成金、持田記念学術賞(褒賞金)、留学補助金交付の為、贈呈式を実施する。その予算を600万円とする。(会議費280万円、旅費交通費270万円、雑費等50万円)
- (3) 研究助成金、持田記念学術賞(褒賞金)、留学補助金の交付対象者の選考を本財団選考委員に依頼する。その予算を530万円とする。  
(選考費500万円、通信運搬費等30万円)